事　務　連　絡
令和２年３月10日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
社会福祉施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しており、令和２年２月21日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、当該優遇融資の条件について、貸付利率の引き下げ等の更なる拡充を行うこととなりましたので、対象となった社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、融資の相談及び今後の手続等につきましては、（別紙）下部に記載の「（参考２）独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますよう、あわせてご周知ください。

【担当連絡先】
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係
代表電話：03-5253-1111（内線2866）
直通電話：03-3595-2616

（別紙）

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する優遇融資の概要

（独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業）

下記の通り、優遇融資の条件について、貸付利率の引き下げ等の更なる拡充を行います。

※ 今回の拡充以前にご相談いただいた法人におかれましても、本件による優遇融資をご利用いただけます。

○経営資金

	通常の融資	従来の優遇融資	本件による優遇融資の更なる拡充
融資率	70～80%	70～80%	100%
償還期間（据置期間）	１年以上３年以内（６か月以内）	10年以内（１年以内）	10年以内（５年以内）
貸付利率（令和２年３月10日現在）	0.802%	0.200%	《当初５年間》 ・3,000万円まで：無利子 ・3,000万円超の部分は0.200% 《６年目以降》0.200%
貸付金の限度額	経営に必要な資金	経営に必要な資金	経営に必要な資金（貸付金額6,000万円までは無担保で融資が可能）

（※）既往貸付金については、最大６か月を限度として返済猶予のご相談に応じております。

融資の相談につきましては、（参考２）独立行政法人福祉医療機構相談窓口までお問い合わせください。

（参考１）独立行政法人福祉医療機構 ホームページ https://www.wam.go.jp/hp/

（参考２）独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

［融資相談］福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係（TEL:03-3438-9298）

ＮＰＯリソースセンター ＮＰＯ支援課（TEL:03-3438-4756）

大阪支店 福祉審査課 融資相談係（TEL:06-6252-0216）

［返済相談］顧客業務部 顧客業務課（TEL:03-3438-9939）

福祉貸付問合せフォーム：
https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-fukushi-tabid-2374/

事　務　連　絡
令和２年５月１日

別記　御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
社会福施設等に対する融資について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構は、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しており、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

今般、令和２年度補正予算により、優遇融資の条件について、償還期間の延長等の更なる拡充が行われたことについて周知した「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福施設等に対する融資について」（令和２年４月 30 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）が都道府県に対して発出されました。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、広くご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【別紙】
「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福施設等に対する融資について」（令和２年４月 30 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

（別記）
公益社団法人　全国老人保健施設協会
一般社団法人　日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会
公益社団法人　日本看護協会
公益財団法人　日本訪問看護財団
一般社団法人　全国訪問看護事業協会
一般社団法人　全国デイ・ケア協会
一般社団法人　日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人　日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人　日本言語聴覚士協会
一般社団法人　日本作業療法士協会
公益社団法人　日本理学療法士協会

事　務　連　絡
令和２年４月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
社会福祉施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構（以下、「WAM」という。）では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しており、令和２年３月10 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、令和２年度補正予算により、

・融資に必要な原資を 1,250 億円積み増し（2,594 億円から 3,844 億円）
・WAM の財政基盤を強化するため 41 億円の政府出資（無利子・無担保融資を行うために WAM へ出資するもの）

を行うとともに、優遇融資の条件について、償還期間の延長等の更なる拡充を行うこととなりましたので、対象となった社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、融資の相談及び今後の手続等については、下記及び（別紙）記載の「独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますよう、あわせてご周知ください。

（独立行政法人福祉医療機構相談窓口）

独立行政法人福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ） https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/		
新規貸付	●開設地が東日本(北海道～三重県)： 東京本部　福祉医療貸付部福祉審査課 TEL 03-3438-9298 TEL 03-3438-0207 FAX 03-3438-0659	●開設地が西日本(福井県～沖縄県)： 大阪支店　福祉審査課 TEL 06-6252-0216 FAX 06-6252-0240
	●NPO法人向け 福祉医療貸付部 NPOリソースセンター NPO支援課 TEL 03-3438-4756 FAX 03-3438-0218	
既往貸付	東京本部　顧客業務部　顧客業務課 TEL 03-3438-9939 FAX 03-3438-0248	
お問い合わせフォーム： https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-fukushi-tabid-2374/		

【担当連絡先（自治体担当者向け)】
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係
代表電話：03-5253-1111（内線 2866）
直通電話：03-3595-2616

（別紙）

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する優遇融資の概要

（独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業）

下記の通り、優遇融資の条件について、更なる拡充として、償還期間の延長及び既往貸付金に係る返済猶予期間の延長を行います。

※ 今回の拡充以前にご相談いただいた法人におかれましても、本件による優遇融資をご利用いただけます。

※ 既にご契約いただいている法人には、福祉医療機構から償還期間の延長手続きを行うかどうかについて、後日改めて確認の連絡をさせていただきます。

○経営資金

	通常の融資	従来の優遇融資	本件による優遇融資の更なる拡充
融資率	70～80%	100%	100%
償還期間（据置期間）	１年以上３年以内（６か月以内）	**10年以内**（５年以内）	**15年以内**（５年以内）
貸付利率（令和２年４月30日現在）	0.806%	《当初５年間》 ・3,000万円まで：無利子 ・3,000万円超の部分は0.200% 《６年目以降》0.200%	《当初５年間》 ・3,000万円まで：無利子 ・3,000万円超の部分は0.200% 《６年目以降》0.200%
貸付金の限度額	経営に必要な資金	経営に必要な資金（貸付金額6,000万円までは無担保で融資が可能）	経営に必要な資金（貸付金額6,000万円までは無担保で融資が可能）

（※）既往貸付金については、当面６か月の元利金、事業者の状況に応じて更に３年間（最長３年６か月）の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

融資の相談につきましては、独立行政法人福祉医療機構相談窓口までお問い合わせください。

（再掲：独立行政法人福祉医療機構相談窓口）

独立行政法人福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

新規貸付	●開設地が東日本（北海道～三重県）： 東京本部　福祉医療貸付部福祉審査課 TEL 03-3438-9298 TEL 03-3438-0207 FAX 03-3438-0659	●開設地が西日本（福井県～沖縄県）： 大阪支店　福祉審査課 TEL 06-6252-0216 FAX 06-6252-0240
	●NPO法人向け 福祉医療貸付部 NPOリソースセンター NPO支援課 TEL 03-3438-4756 FAX 03-3438-0218	
既往貸付	東京本部　顧客業務部　顧客業務課 TEL 03-3438-9939 FAX 03-3438-0248	

お問い合わせフォーム：
https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-fukushi-tabid-2374/

2020年４月30日更新

独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～

無担保・無利子で経営資金の融資を行っています

新型コロナウイルスの感染によって事業停止などになった福祉関係施設に対し、優遇融資を実施しています。経営資金の貸し付け利率の引き下げ実施、既往貸付の返済猶予の相談に対応しています。

【融資を利用できる具体例】

・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したため、やむなく営業を停止した場合
・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営を縮小した場合
・新型コロナウイルス感染症の防止のため、自治体などからの要請を受けて、休業した場合

【①新規貸付】

	主な融資条件
償還期間 （据置期間：元金の返済猶予期間）	15 年以内 （５年以内）
貸付利率※	当初５年間 3,000万円まで無利子 3,000万円超の部分は0.2% ６年目以降 0.2%
限度額 （無担保貸付）	なし （6,000万円）

※貸付利率は令和２年5月1日現在のものです。
※利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

●ご融資には保証人（保証人不要制度あり）が必要です。
※保証人不要制度（0.05%の利率を上乗せ）がご利用できます。
また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【②既往貸付】

当面６か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間（最長３年６か月）の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ

（独）福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

新規貸付	●開設地が東日本(北海道～三重県)： 東京本部　福祉医療貸付部福祉審査課 TEL 03-3438-9298 TEL 03-3438-0207 FAX 03-3438-0659	●開設地が西日本 (福井県～沖縄県) ：大阪支店　福祉審査課 TEL 06-6252-0216 FAX 06-6252-0240
	●NPO法人のお客様 福祉医療貸付部 NPOリソースセンター NPO支援課 TEL 03-3438-4756　FAX 03-3438-0218	
既往貸付	東 京 本 部　顧 客 業 務 部　顧 客 業 務 課 TEL 03-3438-9939　FAX 03-3438-0248	